

吹田市介護資格取得支援事業補助金 Q & A

I 概要

1	この制度の目的を教えてください。	介護サービス事業者が従業者等の資格取得支援（補助対象経費の全額負担の場合に限る）に取り組む際の経費の一部を市が補助することにより、介護職員の離職防止・資質の向上を図るために補助金を交付するものです。						
2	補助金交付までの流れを教えてください。	補助金交付までの流れは次のとおりです。提出書類のデータは、吹田市ホームページに掲載しています。 <table><thead><tr><th>申請者</th><th>吹田市</th></tr></thead><tbody><tr><td> (1) 交付申請書の提出 ・ 交付申請書 ・ 補助対象経費の支払いを証する書類 ・ 研修修了または合格を証する書類の写し ・ 在職（雇用予定）証明書 ・ 資格手当制度を設けていること、または介護職員処遇改善加算を受けていることを証する書類など </td><td> (2) 交付決定通知の発行 </td></tr><tr><td> (3) 交付請求書の提出 </td><td> (4) 指定の口座へ振り込み </td></tr></tbody></table>	申請者	吹田市	(1) 交付申請書の提出 ・ 交付申請書 ・ 補助対象経費の支払いを証する書類 ・ 研修修了または合格を証する書類の写し ・ 在職（雇用予定）証明書 ・ 資格手当制度を設けていること、または介護職員処遇改善加算を受けていることを証する書類など	(2) 交付決定通知の発行	(3) 交付請求書の提出	(4) 指定の口座へ振り込み
申請者	吹田市							
(1) 交付申請書の提出 ・ 交付申請書 ・ 補助対象経費の支払いを証する書類 ・ 研修修了または合格を証する書類の写し ・ 在職（雇用予定）証明書 ・ 資格手当制度を設けていること、または介護職員処遇改善加算を受けていることを証する書類など	(2) 交付決定通知の発行							
(3) 交付請求書の提出	(4) 指定の口座へ振り込み							

吹田市介護資格取得支援事業補助金Q & A

3	補助金の額の計算方法を教えてください。	補助対象経費の3分の2（千円未満は切捨）と補助基準額とを比較して、少ない方の額を補助金の額とします。 (例1) ・介護職員初任者研修を64,800円（税込）で受講 ・介護職員初任者研修の資格手当は介護職員等処遇改善加算の届出が無い ア 64,800円 × 2/3 = 43,200 →千円未満を切捨てると<u>43,000円</u> イ 補助基準額 <u>19,000円</u> ➡補助金額は、アとイを比較して少ない方の額＝19,000円です。 (例2) ・介護福祉士実務者研修を125,000円（税込）で受講 ・介護福祉士実務者研修修了者に対する資格手当がある、又は介護職員等処遇改善加算の届出がある。 ア 125,000円 × 2/3 = 83,333円 →千円未満を切捨てると<u>83,000円</u> イ 補助基準額 <u>90,000円</u> ➡補助金額は、アとイを比較して少ない方の額＝83,000円です。
II 補助の対象		
4	これから勤務をする予定の人は補助の対象になりますか。	申請日時点で雇用契約を締結していない場合でも、確実に雇用が見込まれる場合は補助の対象となります。
5	来年度、新たに勤務する予定の人は補助の対象になりますか。	確実に雇用が見込まれる場合は補助の対象となります。 (例) 令和7年4月1日に新たに採用される方が令和7年2月28日に研修修了した場合は、令和6年度の補助の対象です。

吹田市介護資格取得支援事業補助金Q & A

6	正職員以外（契約社員、パート、アルバイト等）の介護職員は補助の対象になりますか。	正職員以外（契約社員、パート、アルバイト等）でも補助の対象となります。
7	派遣社員として就労している場合は補助の対象になりますか。	派遣社員は補助の対象になりません。市内に事業所を有する介護サービス事業者から直接雇用されている方を補助の対象としています。
8	事務職員が介護業務を行うために研修を受講する場合は補助の対象になりますか。	介護職員以外の職員も、補助対象の要件を満たしていれば補助の対象となります。
9	介護職員が外国籍の場合は補助の対象になりますか。	国籍を問わず、補助対象の要件を満たしていれば補助の対象となります。
10	介護職員が市外に在住又は市外に住民登録している場合は補助の対象になりますか。	居住地を問わず、補助対象の要件を満たしていれば補助の対象となります。
11	市内で初任者研修を修了し、市外で勤務している場合は補助の対象になりますか。	市内の事業所で勤務している方が補助の対象となるため、市外で勤務している場合は補助の対象になりません。ただし、市内の事業所と市外の事業所で兼務している場合は、市内の事業所でも勤務しているため補助の対象となります。
12	補助の対象となる介護サービス事業者とは何ですか。	【補助の対象となる介護サービス事業者】 市内に、次のサービスを提供する事業所を有する事業者 訪問介護・訪問型サポートサービス、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、（地域密着型）通所介護・通所型サポートサービス、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、（地域密着型）介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（それぞれ介護予防含む）

吹田市介護資格取得支援事業補助金 Q & A

13	一つの事業所で介護保険サービスの訪問介護事業だけでなく、障がい福祉サービスの居宅介護事業も行っていますが、補助の対象になりますか。	一つの事業所で介護職員が介護保険サービス及び障がい福祉サービスの両方に従事している場合、介護保険サービス事業所として指定を受けた事業所に在職していることを証明する書類が発行されるのであれば、補助の対象となります。 介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修は、障がい福祉室でも同様の補助事業を実施していますが、同内容での申請はいずれか1回のみとなります。
14	補助対象となる事業者自らが実施する初任者研修・実務者研修に、その事業者で勤務する介護職員を受講させる場合は補助の対象になりますか。	補助対象事業者自らが実施する介護職員初任者研修・介護職員実務者研修を受講させた場合でも、補助対象の要件を満たしていれば補助の対象となります。
15	国のキャリアアップ助成金や府の代替職員確保補助金、吹田市障害福祉サービス等資格取得支援事業補助金等、他の助成金や補助金を受けている場合は補助の対象になりますか。	他の助成金や補助金を受けている場合は、補助の対象となりません。
16	介護職員に対して受講料又は受験料等を貸し付けた場合、その貸付金は補助の対象になりますか。	受講料又は受験料等を全額負担した事業者に対する補助であるため、貸付は補助の対象となりません。一定の年数勤務しなかった場合に返済させる等の条件を付し、全額を介護職員に給付した等の場合も同様に補助の対象となりません。
17	通信講座は補助の対象になりますか。	都道府県の指定を受けた研修機関が実施する講座であれば、補助の対象となります。
18	研修修了日とはいつですか。	研修機関が発行する修了証明書に記載の日を研修修了日とします。
19	補助の対象となる介護職員数の上限は何名ですか。また、複数の介護職員について申請しても、一部の補助金しか受け取れない場合がありますか。	事業者ごとの申請上限はありません。また、予算の範囲内で補助金交付を行うため、複数の介護職員について申請があっても、一部の申請を補助の対象とする場合があります。

吹田市介護資格取得支援事業補助金Q & A

20	申請件数が多く、予算の範囲を超える場合はどうなりますか。	予算の範囲内での補助金交付となります。そのため、交付申請件数が予算の範囲を超える場合は、補助対象要件を満たしていても、補助金が交付されない場合があります。
Ⅲ 補助対象経費		
21	補助対象となる経費は何ですか。	補助対象経費は以下のとおりです。 (1)介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修の受講料(必須テキスト代及び実習費を含む) (2)介護福祉士試験に対する受験手数料、登録手数料、登録免許税納付に係る収入印紙の費用。ただし、振込手数料、補講料及び追試受験料等は対象となりません。
22	研修機関への交通費や補講料は補助の対象になりますか。	交通費、補講料、追試受験料等は対象となりません。
23	受講料を分割払いした場合に生じる手数料や振込手数料は、対象になりますか。	分割払いした場合に生じる手数料や振込手数料は対象となりません。
24	介護職員本人が受講料を全額負担した場合は補助の対象になりますか。	介護職員本人が受講料を全額負担した場合は、対象となりません。
25	介護職員本人が一時的に立て替えて支払った分は補助の対象になりますか。	介護職員本人が立て替えて支払った場合でも、補助対象事業者が当該職員に対してその経費を支払うことを確約した「支払確約書」(様式任意)を提出すれば対象になります。なお、支払い終了後は支払った事実を証明する書類等を、吹田市に速やかに提出する必要があります。
26	補助対象事業者を通さずに、個人で申請することはできますか。	事業者に対する補助事業ですので、個人での補助申請はできません。
27	介護職員が受講料の全額を負担していますが、当該介護職員を雇用する事業者が、資格取得助成費等の名目で介護職員に半額支給した場合は補助の対象になりますか。	受講料の全額を負担した事業者に対する補助であるため、受講料の一部のみ介護職員等に支給する場合は補助の対象となりません。

吹田市介護資格取得支援事業補助金Q & A

28	修了試験に合格できなかったため、補講代や再試験等の追加費用を負担した場合、追加費用は補助の対象になりますか。	補講代や再試験等の追加費用は対象となりません。
29	領収書に記載が必要な事項は何ですか。	次の事項が全て記載されている必要があります。 (1) 研修機関の名称 (2) 研修の受講に要した経費であること (3) 受講者の氏名 (4) 領収額 (5) 領収日 (6) 領収印
30	事業者が払込取扱票により受講料を支払いましたが、払込金受領証には受講生個人の氏名が記載されている場合はどうすればよいですか。	事業者が受講料等の全額を支出したことが確認できる書類（会計伝票の写し等）を提出してください。
31	領収書が発行されない場合はどうすればよいですか。	領収書が発行されない場合は、事業者又は研修修了者が受講料を支払ったことが確認できる書類を提出してください。
32	事業者が支払う受講料を分割払いにしたので、翌年度に完納する予定ですが申請は可能ですか。	交付申請時に受講料が完納されていない場合は対象となりません。
33	受講料の支払を証する書類を紛失してしまった場合はどうすればよいですか。	研修機関に再発行を依頼してください。
IV 申請		
34	研修の開講から修了までの期間が年度をまたぐ場合は、いつ交付申請をすればよいですか。	研修修了日の属する年度内に交付申請を行ってください。 なお、領収証に記載の日付及び開講日が前年度内であっても、研修修了日の属する年度内に交付申請を行ってください。

吹田市介護資格取得支援事業補助金Q & A

35	介護職員本人の口座に、補助金を振り込んでもらえますか。	事業者に対する補助事業ですので、介護職員本人の口座に振り込むことはできません。
36	交付申請に添付する「資格手当制度が設けられている場合は、資格手当制度が設けられていることを証する書類」とはどのようなものですか。	申請する資格に対する資格手当制度が設けられていることが明記された、給与規定等のことです。
37	介護職員処遇改善加算の区分は決まっていますか。	介護職員処遇改善加算のうち、いずれかの加算を届け出ていれば届出有りの扱いになります。
38	常勤の介護職員には資格手当制度を整備していますが、資格手当の無いアルバイトの介護職員が研修を受講し、事業者がその受講料を負担した場合、補助基準額はどのようになりますか。	研修を受講した介護職員本人の資格取得に対する資格手当制度が整備されていなければ、資格手当無しの扱いになります。従って、介護職員処遇改善加算の届出の有無により補助基準額が決まります。
39	補助金の交付を受けましたが、職員が同一法人内の他事業所に異動した場合、補助の対象になりますか。	交付申請から交付請求の間に勤務している、又は雇用予定であれば、その後同一法人内の他事業所に異動した場合でも補助の対象となります。
40	補助金の申請をしましたが、しばらくして事業所を退職した場合、補助金は受け取れますか。	交付申請時点で勤務しているか雇用見込であれば、その後退職しても補助の対象となります。